（公告の方法）

第十一条の五　法第二十一条第二項の規定による公告は、官報によるものとする。

（予報業務の休廃止の届出）

第十二条　法第二十二条の規定により予報業務の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した予報業務休止（廃止）届出書を、気象庁長官に提出しなければならない。

一　（略）

二　外国法人等にあつては、国内代表者等の氏名又は名称及び国内の住所並びに法人である国内代理人にあつてはその代表者の氏名

三～五　（略）

（試験の申請）

第十六条　試験（指定試験機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第三号様式による気象予報士試験受験申請書に次に掲げる書類及び写真を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（登録の申請）

第三十三条　法第二十四条の二十の登録を受けようとする者は、別記第四号様式による気象予報士登録申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

2・3　（略）

（気象予報士名簿の登録事項）

第三十四条　（略）

2　法第二十四条の二十三の気象予報士名簿は、別記第五号様式によるものとする。

（発表業務の許可の申請）

第四十七条　法第二十六条第一項の規定により気象の観測の成果を無線通信により発表する業務（以下「発表業務」という。）の許可を受けようとする者は、別記第六号様式による発表業務許可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

（削る）

（新設）

（予報業務の休廃止の届出）

第十二条　法第二十二条の規定により、予報業務の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した予報業務休止（廃止）届出書を、気象庁長官に提出しなければならない。

一　（略）

（新設）

二～四　（略）

（試験の申請）

第十六条　試験（指定試験機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第一号様式による気象予報士試験受験申請書に次に掲げる書類及び写真を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（登録の申請）

第三十三条　法第二十四条の二十の登録を受けようとする者は、別記第二号様式による気象予報士登録申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

2・3　（略）

（気象予報士名簿の登録事項）

第三十四条　（略）

2　法第二十四条の二十三の気象予報士名簿は、別記第三号様式によるものとする。

（発表業務の許可の申請）

第四十七条　法第二十六条第一項の規定により、気象の観測の成果を無線通信により発表する業務（以下「発表業務」という。）の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した発表業務許可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　発表の目的

（削る）

（削る）

2　法第二十六条第二項において準用する法第十七条の二第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号及び電子メールアドレス

二　外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス

3　法第二十六条第二項において準用する法第十七条の二第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の規定による無線局の免許を受けているときは、同法第十四条の二に規定する免許記録の写し又は同条の書面

四　第十条第三項第七号から第十一号までに掲げる書類

4　前項第四号に掲げる書類（第十条第三項第十号に掲げる書類を除く。）が外国語で作成されたものであるときは、その書類に日本語の翻訳文を添付しなければならない。

5　気象庁長官は、第三項に規定するもののほか許可のため必要な書類の提出を求めることができる。

（準用規定）

第四十八条　第十一条の二の規定は法第二十六条第二項において準用する法第十九条第四項の規定による発表業務の許可を受けた者の氏名等の変更の届出について、第十一条の五の規定は法第二十六条第二項において準用する法第二十一条第二項の規定による公告について、第十二条の規定は法第二十六条第二項において準用する法第二十二条の規定による発表業務の休止又は廃止の届出について、それぞれ準用する。この場合において、第十一条の二第二項中「第十条第三項各号」とあるのは「前条第三項各

三　発表業務の開始の予定日

四　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の規定による無線局の免許を受けていないときは、同法第六条第一項の規定による申請の有無

（新設）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　電波法第四条の規定による無線局の免許を受けているときは、同法第十四条の二に規定する免許記録の写し又は同条の書面

四　法第二十六条第二項において準用する法第十八条第二項各号に該当しない旨を証する書類

（新設）

3　気象庁長官は、前項に規定するもののほか許可のため必要な書類の提出を求めることができる。

（発表業務の休廃止の届出）

第四十八条　第十二条の規定は、法第二十六条第二項において準用する法第二十二条の規定による発表業務の休止又は廃止の届出について準用する。この場合において、第十二条中「予報業務休止（廃止）届出書」とあるのは「発表業務休止（廃止）届出書」と、同条第二号中「予報業務」とあるのは「発表業務」と読み替えるものとする。